

非課税世帯3万円給付金

(物価高騰に伴う非課税世帯支援給付金)

住民税非課税世帯

対象

基準日(5年6月1日)時点で世帯全員の5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く

①支給のお知らせが届いた世帯の申請方法

原則申請不要ですが、お知らせ内容を必ず確認し、振込先の変更を希望する人、受給を辞退する人、支給要件を満たさない可能性がある人はお問い合わせください。

支給のお知らせ発送時期

6月30日(金)

※お知らせには振込先・振込予定日などを記載

送付対象

支給対象の可能性のある世帯のうち緊急支援給付金(5万円)を世帯主口座で受給した世帯

②支給要件確認書が届いた世帯の申請方法

内容を確認し、必要事項を記入の上9月29日(金)までに同封の返信用封筒にて返送(消印有効)

支給要件確認書の発送時期

7月中旬以降順次

送付対象 門真市で支給要件を確認できる次の世帯など

- 緊急支援給付金(5万円)を世帯主名義以外の口座で受給
- 緊急支援給付金(5万円)を門真市で受給していない
- 1月2日以降の転入者を含む世帯

※代理確認(受給)は確認書に同封する案内を参照

支給時期

- ①支給のお知らせが届いた世帯…7月下旬
- ②支給要件確認書が届いた世帯…確認書の受付から1カ月程度

電力やガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円をプッシュ型で給付します。

問合せ 非課税世帯支援給付金窓口

☎06(6902)6284

※受付は平日午前9時～午後5時30分

詳しくはこちら



家計急変世帯

申請時点で門真市に住民登録がある世帯で、物価高騰の影響により予期せず5年1月～9月の家計が急変し、世帯全員の収入が住民税均等割非課税世帯に準じる世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く

※定年退職による収入の減少やあらかじめ収入がないことが明らかな場合は対象外

申請方法

申請書と申立書に必要事項を記入し、添付書類とあわせて7月18日(火)～9月29日(金)に直

接または郵送(消印有効)

※申請書類は窓口に設置または市ホームページからダウンロード、申出により郵送も可

添付書類

- ①給与明細書や帳簿などの5年1月～9月の任意の1カ月の収入がわかる書類
- ②世帯主の本人確認書類の写し
- ③通帳などの振込口座が確認できる物の写し

支給時期

申請書の受付から1カ月程度
※審査により不支給となる場合あり

給付金をかたった詐欺にご注意ください

市や内閣府を装い不審な電話などがあった場合は、すぐにご連絡ください。

○ATMの操作をお願いすることはありません

○手数料の振り込みを求めることはありません

問合せ 消費生活センター ☎06(6902)7249

門真警察署 ☎06(6906)1234

保険

国民健康保険

短期被保険者証を更新

8月1日(火)から有効の国民健康保険短期被保険者証を7月12日(水)から収納課窓口で交付します。

◆平日来庁できない人は時間外相談窓口をご利用ください

詳しくは5面「時間外・日曜相談窓口」表をご覧ください。

問合せ 収納課 ☎06(6902)5935

高齢受給者証を7月末までに送付

国民健康保険の新しい高齢受給者証(黄色)を7月末までに送ります。有効期限は8月1日

火)6年7月31日(水)です。医療費負担割合は前年中の所得で決まります。

負担割合 2割または3割対象

昭和23年8月2日以降に生まれた8月1日現在70歳の人

※8月2日(水)以降に70歳になる人は、誕生月の翌月1日から適用。誕生月下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人

は誕生月から適用

限度額適用認定証などの更新

国民健康保険の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も必要な人は申請が必要です。郵送可。後

期高齢者医療の人で負担区分に変更がない場合は申請不要です。送ります。

受療証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も療養受療する人は、8月31日(木)までに申請が必要です。対象者には7月中に申請書を送付します。

後期高齢者医療被保険者証を7月下旬に送付

後期高齢者医療の新しい被保険者証(橙色)を7月下旬に送ります。届いたときから使用できます。有効期限は6年7月31日(火)です。古い被保険者証は破棄してください。

後期高齢者医療保険料通知書を7月下旬に送付

5年度の後期高齢者医療保険料の決定・納入通知書を7月下旬に送ります。年度途中に被保険者となった人には翌月に通知書を送ります。

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養

申請・問合せ 健康保険課

☎06(6902)5697

税金

固定資産税の減免申請

一定の要件を満たす人は申請により固定資産税が減免される場合があります。

申請に必要な物

5年度固定資産税納税通知書、運転免許証などの身元確認書類、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

申請方法

課税課へ問い合わせ

※6年度より納付済、納期限後のものは減免不可

道路非課税申告

私道を公共の用に供する道路として負担している場合、認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

対象 道路形態で通行に何ら制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用通路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢・自転車などを置いている場合などを除く

申告に必要なもの

印鑑、地積測量図など道路部分がかかる図面、運転免許証などの身元確認書類

※代理人が申告する場合は委任状が必要

申請・問合せ 課税課

☎06(6902)5918

年金

5年度国民年金保険料免除・納付猶予申請を受付

7月から5年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます。本人・配偶者・世帯主の前年所得が基準額以下の場合に全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予(50歳未満の人)が承認されます。離職した人には特例による免除制度もあります。継続審査の対象者は申請不要です。

申請に必要な物

基礎年金番号通知書、マイナンバーカードなど

※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職辞令など(すべてコピー可)

※代理人が申請する場合は委任状と代理人の本人確認書類

申請方法

申請書を郵送、持参またはマイナポータルから電子申請
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可

申請・問合せ

〒570-0083

守口市京阪本通2-5-5

守口年金事務所

☎06(6992)3031

〒571-8585

「門真市役所」市民課

☎06(6902)6005